

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年2月15日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 14 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	500kV開閉所空気圧縮機(A)点検時、給油ポンプ用圧力計の不良(指針折れ)が認められたため、当該圧力計を交換。	D	
2	1号機	復水補給水系原子炉建屋機器補給水調整弁において、圧力計の不良(指針の曲がり)が認められたため、当該圧力計を交換。	D	
3	3号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器(A)ベント第2弁点検時、弁開閉時間に基準値外れが認められたため、当該弁を点検補修。	D	
4	3号機	復水ろ過装置復水ろ過器(B)逆洗排出弁(空気作動)において、空気弁の動作不良(動きが遅い)が認められたため、当該弁を交換。	D	
5	3号機	安全保護系検出器要素性能(校正)検査実施時、対象計器(可燃性ガス濃度制御系(B)入口ガス流量)に判定基準外れが認められたため、検査を中断。	C	
6	3号機	非常用ディーゼル発電設備清水加熱器ポンプ(A)用電動機点検時、軸受部の嵌合値に管理値外れが認められたため、対応検討。	D	
7	3号機	タービン補助蒸気系蒸化器加熱蒸気圧力調節弁(大弁)点検時、部品(ダイヤフラムケース)を破損させたため、当該部品を交換。	C	
8	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(B)排気弁点検時、弁部品(シート調整ボルト)にかじりが認められたため、当該部品を交換	D	
9	3号機	制御棒駆動水圧系駆動水ポンプ(A)オイルクーラ浸透探傷検査時、水抜き用ドレンプラグ部にヒビが認められたため、当該部を補修。	D	
10	3号機	コントロール建屋加熱蒸気戻り系弁点検時、同建屋加熱蒸気供給ライン蒸気トラップ出口弁、中央制御室下部操作盤室空調用蒸気トラップ出入口弁及び計算機室空調用蒸気トラップバイパス弁のボンネットにヒビが認められたため、対応検討。	D	
11	3号機	ガントリークレーン横行用ケーブルにおいて、破損(被覆破れ)が認められたため、当該ケーブルを補修。	D	
12	3号機	タービングランド蒸気系補助ボイラー蒸気圧力調節弁前弁において、シートリークが認められたため、当該弁を補修。	D	
13	3号機	運転員の管理区域(タービン建屋)パトロール時、個人線量計の紛失が認められ、放射線管理員による線量の評価後退域、対応検討。(個人線量計回収済み)	C	
14	1.2号廃棄物処理設備	管理区域用保護衣洗濯脱水機(B)水位調整フロート用フレキシブルホースにおいて、亀裂及び水漏れ(約1リットル:汚染無し)が認められたため、当該ホースを交換。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A<sub>S</sub> : 法令、安全協定に基づく報告事象  
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象  
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ  
電話 0240-30-7802